

得きっずカード

を拡充します

町は、しんとつかわポイントカード会加盟店と連携し、子育て世帯の生活を応援する目的で「得きっずカード」を配布しています。

平成29年度分から、対象世帯の拡大と養育する子どもの人数に応じて交付枚数を増やします。また、満点特典の内容の一部が変更となります。

得きっずカードを申請される方は、印鑑を持参してゆめりあまでお越しください。



拡大 対象世帯 高校生まで（18歳以下の養育している子どもを含む）の子どもや妊婦がいる世帯のうち、町税などの滞納がない世帯

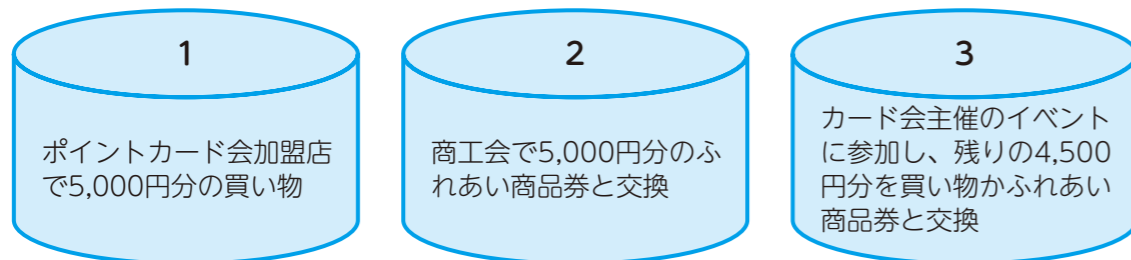
拡大 配布枚数 子どもの人数に応じて枚数を増やします。



有効期限 平成30年3月31日(出)

利用方法 しんとつかわポイントカード会加盟店で買い物をする際に、得きっずカードを提示してください。108円の買い物につき1ポイントがつき、500ポイントで満点となります。

満点特典 次の3つから1つが選べます



※特典を受ける場合は「どさんこ・子育て特典制度認証カード」または「子ども世帯認定パスポート」を提示してください。

その他 ○有効期限までに満点にならなかった得きっずカードのポイントは次年度の得きっずカードに移行することができますので、ゆめりあまでご持参ください。
○図書館の行事や子育て支援センターの行事などに参加すると30または50ポイントが付きます。
○「どさんこ・子育て特典制度認証カード」は北海道の事業であり、町外の協賛店でもカードの掲示で特典が受けられます。
詳しくは北海道のホームページでご確認ください



■問合せ：保健福祉課子ども・高齢者グループ ☎72-2000

住宅購入とリフォームを応援します！

事業期間：平成32年3月31日まで

1 新築 中古 住宅購入費用の助成

区分	助成金額	
	新築住宅	中古住宅
転入者	町内業者施工	200万円
	町外業者施工	170万円
町内者	町内業者施工	170万円
	町外業者施工	150万円
中古住宅	町外から転入し住宅を取得	100万円
	町内者が住宅を取得	70万円



要件 ・新十津川町に在住または転入した方が対象です。
・新築住宅は表題登記後3カ月以内、中古住宅は入居後3カ月以内の申請が必要です。
・中古住宅は昭和56年に導入された建築基準法に基づく耐震基準に適合する住宅が対象です。

問合せ 総務課企画調整グループ ☎76-2131

2 リフォーム費用の助成

中古住宅購入助成と併用可能

増築 修繕 模様替え リフォーム工事にかかった費用の5分の1を助成 **最大50万円**
(対象工事に限る、消費税込み、千円未満切り捨て)



助成対象 増築、改築、修繕および模様替え

要件 ・町内に営業所などがある法人または個人の建設業者が行う改修であること
・助成対象経費の合計が30万円以上の改修であること

注意事項 当該事業の助成は、同一の住宅について1回限りとなります。

問合せ 建設課都市管理グループ ☎76-2139

住宅の耐震化と解体に助成します！

事業期間：平成33年3月31日まで

助成対象 耐震診断、耐震改修、解体工事

助成金額 ・耐震診断 **最大 4万円** 対象費用の2/3を助成
・耐震改修 **最大 100万円** 対象費用の1/5を助成
・解体工事 **最大 30万円** 対象費用の1/5を助成
※助成対象経費の合計が50万円以上の解体工事

対象住宅 ・町内にある1戸建ての住宅、長屋、併用住宅および共用住宅
・所有者自らが居住するための住宅（解体工事を除く）
・昭和56年5月31日以前に着工された住宅（耐震診断を除く）

問合せ 建設課都市管理グループ ☎76-2139

